

資料	No.
第151回神戸市 環境影響評価審査会	8

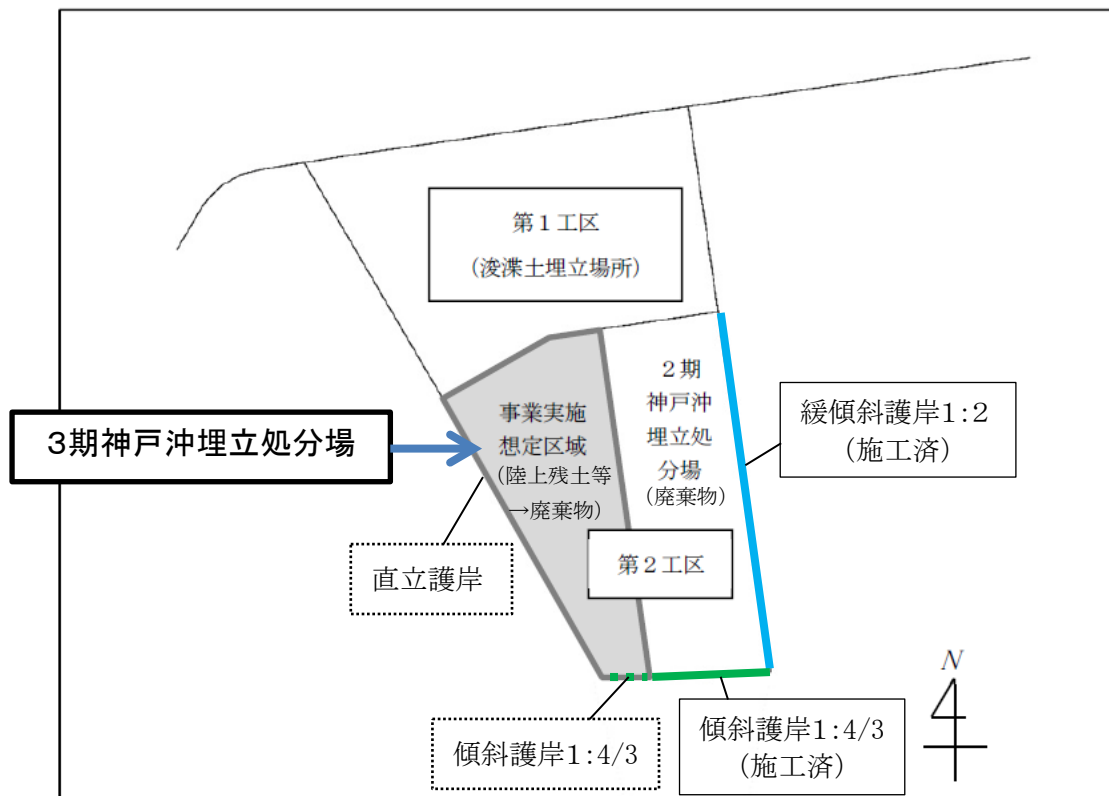
フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)
設置事業に係る環境影響評価の審査に
ついて

平成29年4月

神戸市環境局

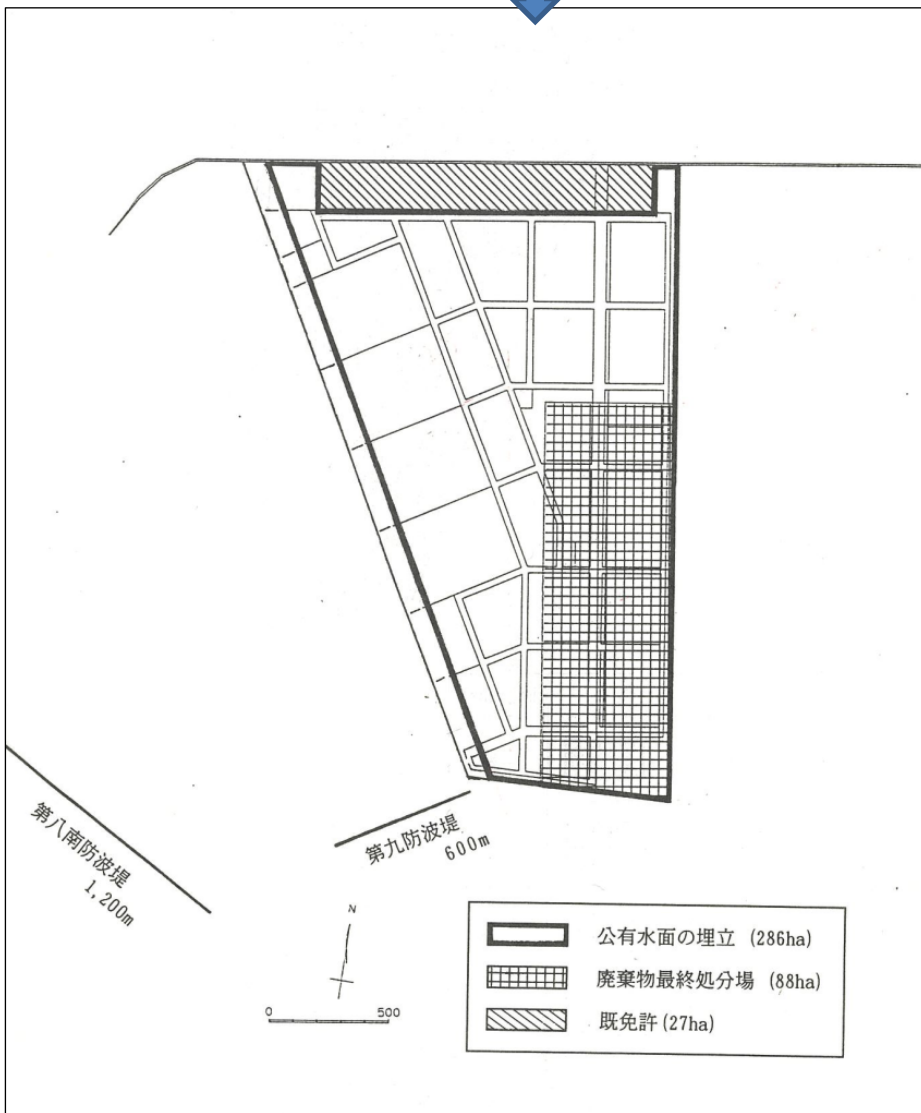
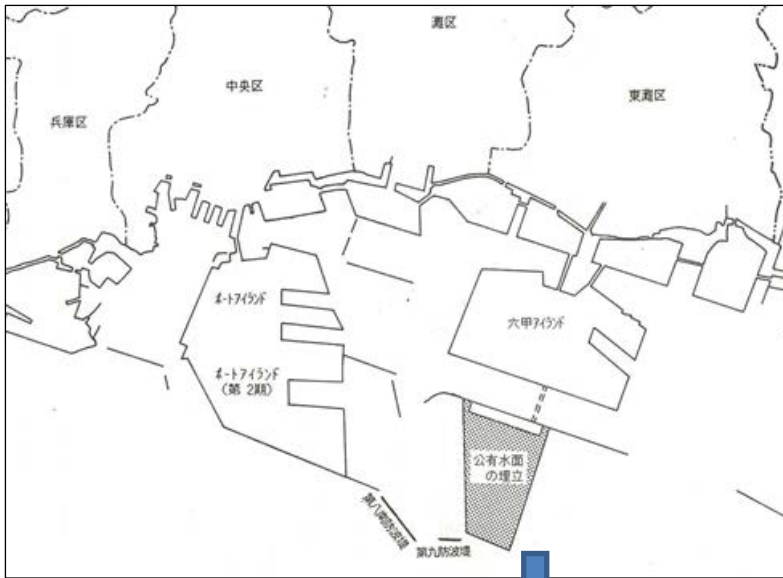
フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価の審査について

1. 本事業の実施想定区域を含む六甲アイランド南地区については、平成7年2月改訂の港湾計画で定められた整備方針に沿って、平成9年12月に公有水面の埋立免許が取得されている（埋立免許の範囲は裏面図2のとおり）。
2. 大阪湾広域臨海環境整備センターは港湾管理者及び地方公共団体から、護岸の建設、一般廃棄物等による海面埋立事業等の業務を委託されている。
3. 本事業は、図1の事業実施想定区域において、廃棄物最終処分場（埋立区域面積約70ha）を建設することから、環境影響評価法（埋立区域面積30ha以上が対象）に基づき、環境影響評価手続を実施するものである。
4. 本事業の実施にあたっては、護岸の形状は現行の公有水面埋立免許を基本とするが、事業実施区域の埋立用材を陸上残土等から廃棄物に変更し、遮水矢板の設置等を行うことから、今後、神戸市から、公有水面埋立法に基づく変更許可が申請されると聞いている。



[フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る計画段階環境配慮書より作成]

図1 事業実施想定区域の周囲の概況



[出典：六甲アイランド南建設事業 環境影響評価書]

図2 六甲アイランド南建設事業 事業位置図